

2025 年度（後期）  
幼稚園教諭免許取得特例制度  
科目等履修生 募集要項



埼玉県立大学  
SAITAMA PREFECTURAL UNIVERSITY

# 2025年度（後期） 埼玉県立大学 幼稚園教諭免許取得特例制度 科目等履修生 募集要項

## 1 趣旨

認定こども園法の改正により、2015年4月から新たな「幼保連携型認定こども園」制度が創設されました。「幼保連携型認定こども園」における「保育教諭」は、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有が原則とされていますが、同制度の施行後10年（2025年3月31日）までは、保育士資格を有する方に対して、実務経験を評価して、幼稚園教諭免許状を取得するために必要な単位数が軽減されることとなりました（以下「特例措置」）。その後、2024年6月19日に公布された地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）により、特例制度がさらに5年延長され、2029年度末までとなりました。

本学は、この特例措置期間内における幼稚園教諭免許の取得推進のため、幼稚園教諭免許取得特例制度に係る科目等を特別開講し、科目等履修生を募集します（以下「特例開講制度」）。

特例開講制度を活用し幼稚園教諭免許状の授与を希望する方は、必要とされている基礎資格（「4 受講資格」参照）、保育士等としての実務経験及び大学等において修得することが必要な最低単位数を満たしたうえで、個人で各都道府県教育委員会に申請し、教育職員検定を受ける必要があります。

## 2 募集人員

30人程度

## 3 入学の時期及び在学期間

2025年10月から2026年3月まで（更新可能）

## 4 受講資格

原則として、埼玉県立大学、埼玉県立大学短期大学部、埼玉県立衛生短期大学及び埼玉県立厚生専門学院の卒業生並びにそれらと同等以上の学力があると認められる者とし、以下の基礎資格を有するものとします。なお、実務経験については受講資格ではありませんが、幼稚園教諭免許の申請をするまでには満たす必要がありますので、出願前に必ず勤務先に確認してください。

### 【基礎資格】

- ①幼稚園教諭1種免許取得希望の場合：学士の学位を有し、保育士資格を有すること
- ②幼稚園教諭2種免許取得希望の場合：高等学校卒業以上で保育士資格を有すること

### 【実務経験】

保育士等として、以下の施設等における実務経験が必要です。

出願前にご自身の実務経験に関わる内容（年数・勤務時間）及び実務証明書の発行について、必ず勤務先に確認してください。

- ・幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む）において、専ら幼児の保育に従事する職員
- ・保育所
- ・公立の認可外保育施設
- ・認定こども園
- ・へき地保育所
- ・幼稚園併設型認可外保育施設
- ・認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）

特例を受けるための実務経験は通算 3 年、かつ、勤務時間の合計が 4,320 時間以上であることが必要です。

実務経験の基準に満たない場合は、保育士等実務経験対象の職に就いていて特例期間の終了までに要件を満たす予定であれば対象となります。

※新特例について（2023 年 4 月 1 日施行）

上記現行特例の要件である実務経験に加え、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての勤務経験を 2 年かつ 2,880 時間以上有する職員については、①保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）及び教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）

（1 単位分）、②幼児理解の理論及び方法（1 単位分）、計 2 単位分を修得したものとみなされます。

## 5 履修対象科目

### （1）履修対象科目

| 教育職員免許法施行規則<br>に定める科目区分                                |                                                            | 本学開講科目※1 | 単位 | 時間数   | 開講<br>形式※2 |
|--------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------|----------|----|-------|------------|
| 領域及び保育<br>内容の指導法<br>に関する科目                             | ・保育内容の指導法<br>（情報機器及び教材の活用<br>含む。）                          | 保育内容総論   | 2  | 30 時間 | 通常         |
| 道徳、総合的<br>な学習の時間<br>等の指導法及<br>び生徒指導、<br>教育相談に関<br>する科目 | ・教育の方法及び技術<br>（情報機器及び教材の活用<br>を含む。）                        | 教育方法論（幼） | 2  | 30 時間 | 通常         |
|                                                        | ・幼児理解の理論及び方法                                               | 幼児理解     | 2  | 30 時間 | 通常         |
| 教育の基礎的<br>理解に関する<br>科目                                 | ・教職の意義及び教員の役<br>割・職務内容（チーム学校<br>運営への対応を含む。）                | 保育者論     | 2  | 30 時間 | 通常         |
|                                                        | ・教育に関する社会的、制<br>度的又は経営的事項<br>（学校と地域との連携及び<br>学校安全への対応を含む。） | 教育行政（幼）  | 2  | 30 時間 | 通常         |
|                                                        | ・教育課程の意義及び編成<br>の方法<br>（カリキュラム・マネジメ<br>ントを含む。）             | 保育・教育課程論 | 2  | 30 時間 | 通常         |
| 合計 12 単位                                               |                                                            |          |    |       |            |

※1 講義日程等（予定）の詳細は、次の「6 2025 年度（後期）募集科目」のとおりです。

※2 開講形式の欄に掲げる「通常」とは、あらかじめ指定された曜日・時限に定期的（原則として毎週 1 回、1～2 時限程度）に授業を実施する形式です。

## 6 2025年度(後期)募集科目

### (1) 講義日程等の詳細

| 本学開講科目   | 単位 | 授業回数 | 科目責任者<br>(担当教員) | 開講時期                                                |
|----------|----|------|-----------------|-----------------------------------------------------|
| 教育方法論(幼) | 2  | 16   | 森田 満理子          | 【後期】<br>2025/10/7(火)～2026/2/3(火)の毎週火曜日、3 時限のうち 16 回 |
| 教育行政(幼)  | 2  | 16   | 田口 賢太郎          | 【後期】<br>2025/10/9(木)～2026/2/5(木)の毎週木曜日、2 時限のうち 16 回 |
| 保育・教育課程論 | 2  | 16   | 田口 賢太郎          | 【後期】<br>2025/10/8(水)～2026/2/4(水)の毎週水曜日、2 時限のうち 16 回 |

※埼玉県立大学幼稚園教諭免許取得特例制度科目等履修生募集要項の「5 履修対象科目」「(1) 履修対象科目」の表に記載されている科目であっても、上表に記載されていない科目については、今年度は開講しません。

なお、「12 更新(在学期間の延長)について」の手続きにより、次年度に開講している科目を履修することができます。

※入学前に講義日程等の予定が変更になる場合には、別途本学ホームページ等で連絡します。

※入学後に講義日程等の予定が変更になる場合には、入学時に案内する学生向けポータルサイトでお知らせするので、各自適宜確認するようにしてください。

※上記の開講日の他に 16 回目に成績評価のための試験を実施する場合があります。

※本学学生と一緒に講義を受講します。

### (2) 授業時間

| 時 限  | 1 時限               | 2 時限                | 3 時限                | 4 時限                | 5 時限                |
|------|--------------------|---------------------|---------------------|---------------------|---------------------|
| 授業時間 | 9 : 00～<br>10 : 30 | 10 : 40～<br>12 : 10 | 13 : 00～<br>14 : 30 | 14 : 40～<br>16 : 10 | 16 : 20～<br>17 : 50 |

## 7 入学検定料、入学料及び授業料

公立大学法人埼玉県立大学授業料等徴収規程(平成 22 年規程第 52 号)の定めるところにより、次の金額を徴収します。なお、同規程が改正された場合は改正後の金額によります。

### (1) 入学検定料

9,800 円

入学検定料は、募集要項に添付されている「振込依頼書」により指定の口座に振込んでください。出願の際は、振込依頼書の右端「入学検定料振込金受取書(学校提出用)」(ATM で振込みをした場合は、「キャッシュサービスご利用明細書」)を提出してください。

### (2) 入学料

県内居住者 21,100 円

① 2024 年 4 月 1 日以前から、本人が引き続き埼玉県内に住所を有する人

② 2024 年 4 月 1 日以前から、本人の配偶者若しくは 1 親等の直系尊属が引き続き埼玉県内に住所を有する人

県外居住者 42,300 円 (上記以外の人)

### (3) 授業料

1 単位につき 17,300 円

別途、テキスト代がかかります。

出席日数不足や成績不良により、成績が不合格となり、同じ科目を再履修する場合は、再度その科目に係る授業料が必要となります。

### (4) 振込先

埼玉りそな銀行せんげん台支店 普通口座 4359321

公立大学法人埼玉県立大学【フリガナ】ダイ)サイタマケンリツダイガク

※振込手数料はご本人にてご負担いただきますようお願いいたします。

## 8 出願書類

- (1) 幼稚園教諭免許取得特例制度科目等履修生入学願書(本学所定の用紙)
- (2) 幼稚園教諭免許取得特例制度科目等履修生志願理由書(本学所定の用紙に、本学において履修を希望する理由を 400 字以内にまとめて記載してください。)
- (3) 保育士証の写し(又は、保育士資格出身校が作成した保育士資格取得見込証明書)
- (4) 健康診断書(本学所定の用紙)
- (5) 最終学校の卒業証明書(厳封してあるもの。現姓が異なる場合は改姓されたことを証明できる書類(戸籍抄本等)を添付してください。)
- (6) 写真 1 枚(出願前 3 か月以内に撮影した上半身正面・縦 4 cm×横 3 cmのもので、+裏面に氏名を記入し、入学願書に貼付してください。)
- (7) 入学検定料振込金受取書(学校提出用)
- (8) 110 円分の切手(結果通知送付用)
- (9) 連絡用宛名シール(本学所定のもの・郵便番号、住所、氏名記入)
- (10) 住民票(外国人の方のみ。履修期間を通じて在留資格を有することを証明できるもの。)

注 1) 上記書類の(7)入学検定料振込金受取書について、ATM で振込みをした場合は、「キャッシュサービスご利用明細書」も併せて提出してください。

注 2) 一度受理した出願書類及び入学検定料は返還しません。

## 9 出願手続

### (1) 出願方法

出願は郵送による受付とします。

郵送の場合は簡易書留とし、出願期間最終日までの消印があるものに限り受理します。

### (2) 出願先

〒343-8540 埼玉県越谷市三野宮 8 2 0 番地

埼玉県立大学事務局教務・入試担当

TEL 048-973-4117 (ダイヤルイン)

メール: kyomu@spu.ac.jp

### (3) 出願期間

2025年7月22日(火) から7月31日(木) まで

(7月31日(木) までの消印有効)

## 10 選考方法

書類審査を行います。

(定員を超える場合は、埼玉県立大学、埼玉県立大学短期大学部、埼玉県立衛生短期大学及び埼玉県立厚生専門学院の卒業生並びに埼玉県内在住者を優先し、書類選考を行います。)

## 11 結果発表及び入学手続

### (1) 結果発表

2025年9月上旬

### (2) 発表方法

郵送により応募者全員にお知らせします。電話での照会には応じられません。

### (3) 入学手続

合格者には、合格通知と併せて、入学手続に必要な書類を郵送します。合格者で入学される方は、合格通知時に指定する期日までに入学手続を完了してください。

なお、指定された期日までに手続を完了しない場合は入学を許可されません。

### (4) その他

① 科目等履修生証を交付します。

② 科目等履修生として履修した科目の単位認定は、正規学生に準じて試験をもって行います。なお、本学においては、履修規程により、科目の授業時間数の3分の2以上出席していない者は、その科目の試験を受験できないものと定められています。

③ 科目等履修生は、情報センター(図書館)及び保健センターを利用することができます。

④ 科目等履修生は、本学の「研究生、科目等履修生及び聴講生規程」及び学内諸規則に違反したときは、入学許可を取り消される場合があります。

⑤ 科目等履修生は、通学定期の学生割引の適用外となります。

⑥ 年度末にその年度に取得した単位についての証明書(単位取得証明書)を交付します。

## 12 更新(在学期間の延長)について

特例開講制度による当初の在学期間は、2026年3月31日までとなりますが、2026年2月中に添付の期間延長申出書を提出することにより、在学期間の延長をすることができます。なお、在学期間の延長にあたっては、あらためて入学検定料及び入学料は徴収しません。在学期間の延長は年度単位の延長となり、1年を超える延長はできません。

本学の科目等履修生規程並びに学内諸規則に違反したときは、延長が認められないことがあります。

更新は、特例開講制度の終了まで繰り返し行うことができます。在学期間は最終的には2030年3月31日まで延長可能です。なお、履修できていない科目があった場合でもそれ以降の在学期間の延長はできません。

## 13 教育職員検定について

特例措置に基づく教育職員検定は、教育職員検定を受けようとする個人が都道府県教育委員会に申請することとなります。申請には「実務証明書」、「学力に関する証明書」及びその他の都道府県教育委員会が定める必要書類をそろえて都道府県教育委員会に提出することとなります。

本学では、指定された科目の単位を修得した者に「学力に関する証明書」を交付します。

「実務証明書」については、ご自身の実務経験に関わる内容（年数・勤務時間）及びその発行について、必ず勤務先に確認してください。

勤務先において、「実務に関する証明書」が発行できないこととなった場合であっても、科目等履修生の出願・受講に関わる検定料、入学料及び授業料は返金できませんので、必ず事前に確認の上、出願してください。

特例措置の説明は、文部科学省ホームページでご覧いただけます。

( [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/kyoin/1339596.html](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/kyoin/1339596.html) )